

都市再生基本方針の一部変更の概要

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）等の一部改正により、地域の稼ぐ力の強化や、まちの魅力磨き上げのための措置が講じられたことに伴い、近年の情勢変化も踏まえ、都市再生基本方針（平成14年7月9日閣議決定）について、所要の改正を行う。

都市再生基本方針の主な改正内容

まちなかでの業務施設等の立地促進

- ・立地適正化計画に**特定業務施設等**（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）を位置づけることで、都市外からの来街者も考慮したまちなかへの都市機能の集積を進める
- ・広域的な視点から、市町村域を越えた都市圏における適正な立地の調整などを**都道府県が市町村間の調整役**として関与



まちなかのインキュベーション拠点
（新潟県長岡市）

「愛着や誇りを感じて過ごしたくなる」まちなかづくりの推進

- ・**歴史・文化や環境、自然等の地域資源**に根差したまちづくりを進めるとともに、官民の既存ストックを一体的に活用し、エリアの魅力を形成する**建築物のリノベーションを推進**



既存建築物のリノベーション
（大阪府守口市）

官民連携によるエリア価値の向上

- ・都市開発事業の計画段階から、将来にわたるまちの管理を見据え、**官民の創意工夫を活かした取組**を促進
- ・**エリアマネジメント**は、官民連携により、公共空間の利活用の円滑化や活動の持続性の向上等を図る



環境面やソフト面に配慮した
都市再生（大阪市）

その他

- ・多様な分野の交流を通じたイノベーションを生み出す等の都市の特性を活かしつつ、**産業クラスターの戦略的な形成**につなげ、地域での投資を促進し、働く場所をつくり、それを支える人材育成のエコシステムを生み出す

（参考）都市再生特別措置法の改正（令和8年5月27日公布、6ヶ月以内（一部1年以内）施行）

1. 基本理念の創設

2. 都市機能の更なる集積・連携による地域の活性化

立地適正化計画にオフィス等の特定業務施設を位置づけ
都道府県に立地適正化計画に関する市町村間の調整権限付与

3. 地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりの推進

地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進
都市再生整備計画に、地域固有の魅力維持向上を図る区域を位置づけ

4. 官民連携による適切なマネジメントを通じた地域の付加価値の維持・向上

公共公益施設の整備・管理に関する協定制度を創設
エリアマネジメント活動に関する計画制度を創設

5. 都市の安全確保

立地適正化計画について、居住誘導区域から災害危険区域を全て除外